

平成 2 3 年 2 月 2 3 日

於：全国町村会館 2 階「ホール B」

水産政策審議会 第 5 0 回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第50回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 2月23日 午前10時00分

閉会 平成23年 2月23日 午後00時08分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	梶 克之	櫻本 和美	寺本 紀久	東村 玲子
	福島 哲男	宮原 邦之	安元 杏	山下 東子
特別委員	今村 博展	金田 一義	島貫 文好	高橋 健二
	中田 邦彦	西野 正人	柳谷 法司	山田 邦雄
	米田 清			

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	江口資源管理部長	香川資源管理部審議官
内海管理課長	木島資源管理推進室長	長谷沿岸沖合課長
花房遠洋課長	川村漁場資源課長	遠藤生態系保全室長
山下栽培養殖課長		

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	
(諮問事項)	
諮問第191号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
諮問第192号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(太平洋の海域)の公示について	16
諮問第193号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について	18
諮問第194号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成23年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について	20
(審議事項)	
資源管理指針について	22
(報告事項)	
①第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について	35
②漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	36
(その他)	40
3 閉 会	43

1 開 会

○内海管理課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第50回資源管理分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の方々皆様お忙しい中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

金田特別委員が少しおくれられるということですが、本日御出席の方々おそろいということでもあります。

初めに、1月11日付け人事異動で水産庁幹部の異動がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、水産庁次長の宮原正典でございます。

○宮原水産庁次長 宮原です。よろしくお願いします。

○内海管理課長 資源管理部審議官の香川謙二でございます。

○香川資源管理部審議官 香川です。よろしくお願いします。

○内海管理課長 増殖推進部漁場資源課長の川村始でございます。

○川村漁場資源課長 川村でございます。よろしくお願いいたします。

○内海管理課長 続いて、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中、須能委員が所用のため欠席でございます。8名の方が出席されておりますので、定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告申し上げます。

審議に入ります前に、お手元の資料の御確認をさせていただきます。封筒の中身をごらんください。

資料、随分ボリュームがございますが、まず最初に今回の分科会の議事次第が1枚。

それから、次に、資料一覧の紙が1枚。

次に、資料1としまして、委員の名簿がついております。

それから、資料2としまして、今回の諮問第191号の諮問文。

それから、別紙としまして、基本計画の新旧対照表が横長でございます。

それから、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4ということで、TAC関連の横長の資料がついております。

その後、1枚紙ですが、参考資料1としまして、TAC設定のポイント案。

参考資料2としまして、前回の分科会でお配りしました「スケトウダラTACについて」という資料。

それから前々回お配りしましたものが参考資料3としてついております。これも「スケトウダラTACについて」という1枚紙であります。

参考資料4が資源評価結果についてということで資料がついております。

その後、資料3が諮問第192号、資料4が諮問第193号、その後、資料5が諮問第194号ということで続いております。

その後、横長で、資料6-1「資源管理指針の概要」、資料6-2、これも同じく横長ですが、「資源管理指針の概要」という表題でついております。それから、資料6-3が「我が国の海洋生物資源の資源管理指針（案）」という縦長のものがついております。

それから、資料7としまして「第1種特定海洋生物資源の採捕数量」、資料7-2としまして「第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量」。

資料8としまして「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」ということでそれぞれ資料がセットされているかと思えます。

落丁ですとか、不足の部分がございましたら申し出ていただければ事務局のほうで用意させていただきます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願い申し上げます。

2 議 事

(諮問事項)

諮問第191号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が4件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。ボリュームがありますが、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、諮問事項に入りたいと思います。

諮問第191号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○内海管理課長 それでは、改めまして管理課長の内海でございます。

諮問第191号、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の御説明をいたします。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

22水管第2069号

平成23年2月23日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第191号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

今回の諮問におきましては4つ御議論いただきたいものがございます。

1つは、本年22年漁期ですが、すけとうだらの根室海峡と太平洋系群の追加配分及びT A Cの改定、これがまず1つであります。

2番目としまして、同じく22年漁期のさば類の知事管理漁業における追加配分及びT A Cの改定がございます。

3番目としまして、同じく22年漁期ずわいがににおける留保枠からの追加配分。

4点目としまして、23年漁期すけとうだらのT A C設定及び配分。

以上の4点について今回御審議をいただきたいと考えております。順次御説明してまいります。

まず最初の平成22年すけとうだら根室海峡及び太平洋系群の追加配分及びT A C改定についてであります。

諮問事項の具体的説明に入ります前に、T A Cの期中改定の仕組みについて、これも何度も分科会で御説明しているところですが、改めまして説明を行いたいと思います。

期中改定の場合、3つのケースがございます。

まず1つ目のケースが、資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されることが見込まれる場合に資源を再評価し、これに伴い、A B Cを再評価して、T A Cを改定するというものであります。

2つ目のケースですが、これは主にまあじ、まいわし、さば類といった浮き魚資源について、その年に生じた漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する都道府県等へ追加の配分を行うということで実施するものであります。

3つ目のケースは、主たる生息水域が外国水域にあるすけとうだら資源等については、我が国水域への最大の来遊量に対応できるよう、過去の漁獲量の最大値をベースにT A Cを設定しておりますが、直近の来遊状況に応じてT A Cを改定するというものでございます。

1点目の22年漁期、すけとうだら、根室海峡の追加配分とそれに伴うT A Cの改定でございますが、これは先ほどのケース3、つまり生息水域が外国水域にある資源について、最大の来遊量に対応できるよう、直近の来遊状況に対応してT A Cを改定するというものであります。

根室海峡のT A C設定の考え方につきましては、ロシア水域とのまたがり資源であるとともに、我が国水域の漁獲量比率が不明であるということで、定量的な資源評価は行われておりません。従来より近年の最大漁獲量をT A Cとすることにより、近年経験した高

水準の来遊にも対応できるよう、過去の最大漁獲量をベースにTAC設定をしております。

また、このように近年で最大の来遊量に対応できるという考え方により、TACを設定しておりますことから、仮に当初の想定を上回る来遊が見込まれた場合には期中改定を行うことがあり得るということで運用を行ってきているところであります。

漁獲の状況でございますが、資料2-2の3ページ目のグラフをごらんいただきたいと思っております。今漁期は漁獲努力量は例年並みでございますが、魚群の来遊状況が良好であり、漁獲量はグラフ、これは赤線でございますが、この赤線にありますように、好調に推移してきております。今後も引き続き良好な来遊状況が想定され、漁期末までの採捕数量見込みは過去の漁獲ベースの平均で引き延ばした結果、グラフの点線のとおりとなりますことから、不足する4000トンを追加配分するというものであります。

資料2-2の5ページ目の地図にありますとおり、北海道管理分であります根室海峡については現行の1万1000トンに4000トンプラスし、1万5000トンにしたいと考えております。

次に、すけとうだらの太平洋系群の追加配分及びTACの改定について御説明させていただきます。これも資料2-2で御説明させていただきます。

すけとうだら太平洋系群については、これも未成魚がロシア海域に分布回遊することがあるため、新規加入群の資源評価が難しい。あるいは沿岸漁業の漁獲努力量等のデータが整備されておらず、直近の漁獲状況の定量的な判断が困難であるという課題がある一方、すけとうだらの寿命は10年以上と長いことから、高齢魚については、その資源量動向の推定が比較的高水準で可能であるというような面もございます。

このため、本系群についてはより正確な資源評価となるよう、直近のデータの収集に努め、必要に応じて再評価が迅速に行えるような体制を整備するということ。それから、その体制が整備されるまでの間は、本系群の来遊状況に大きな変化が確認された場合、一定条件のもと、次年度のTACから1万トンを上限とする先行利用を認めるといったような柔軟な運用を行うことにしたところでございます。これが前回、前々回、すけとうだらの先行利用という形でこの場で御審議いただき、先ほどの参考資料の中にも前回配布させていただきました資料を用意しておりますけれども、その中で先行利用をお認めいただいたということでもあります。昨年12月に開催されました資源管理分科会において北海道沿岸において来遊状況の大きな変化が確認されたことから、北海道に対して1万トンの先行利用を行うこととしたところであります。

また、先行利用のルールの一つとして、沖合底びき網漁業についても沿岸漁業とのバランスをとるために、沿岸漁業に先行利用を認めた場合、沖合漁業者の要望がございました場合にはその対応を検討するというにしているところであります。

今漁期の沖合底びき網漁業の漁獲の状況であります。資料2-2、ページが下に打ってありますが、4ページをお開き願いたいと思います。4ページにありますとおり、特に本州部分で豊漁が継続しております。沖底の北海道部分についてはグラフのとおり毎年非常に高い消化状況となっております。本州部分の豊漁を踏まえまして、今漁期1000トン程度の超過が見込まれるということで、沖合底びき網漁業者より先行利用の要望がありまして、先行利用のルールにのっとり、今般1000トンの先行利用を行いたいと考えております。

なお、資源への影響につきましては、昨年12月の資源管理分科会で1万トンの先行利用を行った場合の影響ということで御説明しております。しかしながら、沿岸部の使用実績は1月末現在で4400トン程度にとどまる。それから、漁期終了まで沿岸部分と両方合わせても1万トンを超過することはないということで、前回お示しした1万トンでの影響、これを下回るということで考えておりますので、この点についても沖合底びき網漁業の先行利用を認めていきたいと考えております。

これらの結果、資料2-2の4ページの地図にありますとおり、太平洋海域における大臣管理分への配分を10万1000トンから10万2000トンとし、太平洋全体のTACを18万1000トンから18万2000トンにするというものであります。

以上、これらを総合しますと、資料2-2の1ページ目にありますように、すけとうだら全体でTAC数量26万トンから26万5000トンとし、このうち大臣管理分を16万1000トンから16万2000トンへ、北海道の配分はこの裏、2ページ目にありますように、9万6000トンから10万トンということでTAC数量の改定を行っていきたいというものであります。

続きまして、22年さば類の知事管理漁業における追加配分について御説明をさせていただきます。

今漁期のさば類の漁獲の状況ですが、北部太平洋まき網や、後ほど説明する一部県等において、まさば、ごまさばの未成魚を主体とした良好な漁場形成が見られているものの、現段階ではTACには余裕がありまして、また、漁期末までの全体の漁獲見込みも当初TACを下回るというような状況でございます。今回は先ほど申し上げました期中改定のケースの2の都道府県における漁場の偏りを補正するケースということで、この追加配分を

措置していきたいと考えております。

資料2-2の6ページ目のグラフをごらんください。今回は東京都、三重県、和歌山県及び宮崎県への追加配分でございます。グラフの赤い線で示したとおり、この1都3県においては漁期当初より良好な漁場が形成され、まさば及びごまさばの1歳魚の未成魚の漁獲が好調に推移しております。また、漁海況予報によれば漁獲の対象であるまさば及びごまさば太平洋群系につきましては2歳魚主体となり、引き続き平年を上回る来遊が予想されております。

よって、近年の漁獲実績ベースで引き延ばした漁獲見込み数量として、同じ資料の2ページにありますように、東京都につきましては現行の1万7000トンから1万9000トンに、三重県につきましては3万2000トンから4万3000トンに、和歌山県につきましては9000トンから1万3000トンに、宮崎県につきましては1万5000トンから1万8000トンに追加配分をしたいというふうに考えております。

その他の道府県におきましては、当面は配分数量を超えることは見込まれないというような漁獲状況で推移しております。

以上、さば類についてまとめますと、これも資料2-2の1ページ目のまさば及びごまさばの欄でございますが、表中、TACの数量を60万7000トンから今回1都3県への追加配分2万トンを追加した62万7000トンを改定後のTACにしたいというふうに考えております。

以上がさば類についての追加配分でございます。

次に、ずわいがにの日本海海域における22年TACの留保枠からの追加配分について御説明させていただきます。同じく資料2-2の7ページ目の日本地図をごらんください。

ずわいがにの日本海海域につきましては7%の留保枠を設定しておりまして、関係漁業者の了承に基づき、漁獲状況を踏まえて大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分けるものとしております。この7%の留保枠、これは例年この時期に調整を行っております。今回日本海A海域につきましては、留保枠308トンに対し、大臣管理漁業及び知事管理漁業である富山県、石川県、京都府より今期の漁獲が順調で、過去3年の最大漁獲量程度が見込まれるということで、大臣管理漁業119トン及び知事管理漁業である富山県に9トン、石川県170トン、京都府10トン、計189トンの追加要望がありました。また、日本海B海域においても留保枠22トンに対し、同様に今期の漁獲は順調で、過去3年の最大漁獲程度が見込まれる山形県の16トンの追加要望がありましたので、これは関係者で議論しまして、関

係者に了解されております。今回この旨を追加配分するというものでございます。

以上がずわいがにの追加配分についてであります。

次に、23年のすけとうだらのTAC設定について御説明をしたいと思います。23年すけとうだらのTACにつきましては、資料2-3、資料2-4で御説明をしたいと思います。

すけとうだらの資源のTACの管理期間が4月から翌年3月ということで設定しております。ということで、今回ここにお諮りするものでありますが、それぞれ系群ごとに御説明をしていきたいと思っております。

まず、資料2-4の1ページ目をごらんください。日本海北部系群についてあります。日本海北部系群でございますが、資源状況はこの系群につきましては低位、横ばいでございます。なお、詳しい状況の説明につきましては、11月の当分科会で資源状況について、各種の魚種について説明がありましたところですので、今回は省略させていただきますが、参考資料4として資源状況についての資料を配布しておりますので、適宜御参照いただければと考えます。

まずABCの選択についてですが、資料2-4の2ページ目をお開きいただきたいと思っております。複数のABCを提示していただいておりますが、中期的管理方針に即して③、黄色く色を塗っておりますけれども、ここでのABCを選択し、7100トンというABCを選択いたしたいと考えております。

次に、TAC設定の考え方ですが、日本海北部系群については中期的管理方針において、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状況にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源回復計画に基づく取組により、資源の減少に歯どめをかけることを目指して管理を行うものというふうにされております。

資源回復計画に基づく措置としましては、これまでも漁期の短縮ですとか、努力量の削減等の取組に加えて、近年では比較的豊度の高い年級群であります2006年級、さらには後続年級の保護を目的とする措置を関係者の方々に議論していただいております。TACの数量についてですが、本系群については、先ほど申し上げましたように、これまで関係者によりさまざまな資源保護の取組を行っていただいておりますが、なかなか海洋環境などの影響によりいまだ回復の兆しが見られておりません。非常に厳しい資源状況でありますので、23年度は前年から2割程度削減した1万3000トンとしたいというふうと考えております。

内訳につきましては、資料2-3の3ページ目に地図をつけておりますが、中央にありますように、日本海海域につきましては、大臣管理分6600トン、北海道知事管理分5900トン、その他知事への若干配分につきましては500トンとし、これまで同様北海道知事管理分の一部、1000トンについては知事管理の中で留保していくということで、TACの設定を行いたいと考えております。

次に、オホーツク海南部についてですが、資料2-4の1ページ目に戻ります。この系群につきましては、ロシア水域とまたがって分布しており、詳細な生態や資源状況が不明なことから、ABCの算定は行っておりません。TAC設定の考え方ですが、次の根室海峡とともに、中期的管理方針において、ロシア共和国連邦の水域と我が国の水域とまたがって分布し、両国漁船によっても採捕が行われており、我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつも、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うものとするとしております。

外国水域とまたがり資源のTACにつきましては、我が国水域の漁獲量比率が不明であるということで、先ほどの期中改定でも説明しましたように、過去の最大漁獲量をTACとして設定することとしております。

今漁期、好水準の来遊状況となっていることから、先ほど申し上げましたように、期中改定を行って、その水準を上げたというところではありますが、今年度の漁期は3月末までとなっておりますので、過去最大の数量はまだ確定しておりません。このため、平成23年のTACは今漁期を除いてこれまで最大の漁獲量であった平成20漁期の実績2万7279トンに基づいて2万8000トンとして置いておきたいと考えております。

なお、今漁期の漁獲量が確定し、その後の来遊状況を見つつ、この点については期中改定が必要というふうに考えております。

なお、オホーツク海におけるTACについてはすべて大臣管理分へ配分しているところであります。

根室海峡につきましてもロシア水域とまたがって分布していることから、これも詳細な生態、資源状況が明らかでないことから、ABCの算定は行っておりません。TAC設定も先ほどのオホーツク海と同様の考え方から、現在の数量がベストでありますけれども、まだ漁期が終わっていないということで、過去の最高値であった平成20年漁期の実績値をもとに1万1000トンという形で置いておきまして、オホーツク海と同様に今漁期の結果を

見つつ、来遊状況に応じた期中改定を後に行っていきたいというふうに考えております。

最後に、太平洋系群についてですが、太平洋系群については資源状況は中位、横ばいがあります。資料2-4の2ページ目の表であります。ABCについてはここで黄色く色を図示しております④を採用して、14万9000トンという形になっております。

TAC設定の考え方ですが、中期的管理方針において近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状況にあると認められないことから、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を与える場合には資源水準を維持するなど、回復のスピードに十分配慮して管理を行うものとするとしております。資源全体としては中位で横ばい傾向にあるものの、親魚量は良好な状態で安定的に推移していることに加え、ロシア水域との資源の関係、広大な分布域において漁場形成が大きく変動するという点、それから漁業経営への影響等勘案しまして、前年当初の17万1000トンを基本に設定したいと考えております。

ただし、22年漁期より先行利用という新たな運用を行っております。前回の分科会で北海道分として1万トンの先行利用が認められ、現在1月末までに4400トン使用実績が報告されております。先行利用の条件として使用した量を次年度から返却するという形にしておりますので、22年当初TAC17万1000トンを基本にし、そのうちの実績分、先ほど説明しました4400トンを削減した16万6600トン、これをTACの数量にしたいと考えております。

この内訳につきましては、資料2-3の3ページの地図をごらんいただければ、右下の太平洋部分にありますように、大臣管理分が10万1000トン、北海道知事管理分が6万3600トン、その他知事への若干配分につきまして2000トンとしております。

なお、今後、北海道での漁獲分が確定し、また、沖合底びき網漁業についても先行利用を行いますことから、これらの実績が確定し次第、この23年、今御報告申し上げましたTACについてもその数量の変更を行いたいと考えております。

以上、すけとうだら4系群について御説明しましたが、これらを合計しますと、資料2-3の1ページ目にありますとおり、全体で21万8600トン、このうち大臣管理分が13万5600トンとなりまして、知事管理分への配分は2ページ目にありますように北海道へ8万500トン、その他若干という形になっております。

なお、今回のTAC設定につきましては、2月15日に札幌ですけとうだらTAC設定に関する意見交換会を実施させていただきました。漁業者、流通関係者、加工業者の方々な

ど参加多数のもと、意見交換を行いまして、北海道のほうからは早急に資源の臨時評価が行える体制づくりを構築してほしい、沿岸漁業者の方々からは漁業者の現場の意見をしっかり聞いて、しっかりした資源評価を行ってほしい、加工業者の方々からは加工業者に安定的な供給が行えるようなTAC設定をしてほしいといったような貴重な御意見をいただきました。

また、パブリックコメントも行いましたが、原案を修正するような意見はその中にはございませんでした。

こういった意見交換会等の意見も踏まえ、今後もTACの運用を図っていきたいと考えております。

なお、TAC数今の変更のほか、今回の基本計画におきましては、若干字句の修正等も行っているところであります。

それから、23年度のTACのうち、さんま、さば類、ずわいがに等につきましては、5月ごろ改めてお諮りをする事となりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

諮問第191号に係る説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

大分複雑ですので、少し整理したいと思います。TACの期中改定が2漁業種ですね。それから、留保枠の追加配分がずわいがにで1件。それから、23年漁期のすけとうのTAC設定が1件ということでもありますけれども、少し分けて、まずTACの期中改定ですね。その1番目、すけとうだらですけれども、これは根室海峡の追加配分ですね。これはまたがり資源ですので、漁獲の状況を見てTACの期中改定するという事、それに相当するものです。もう1件は、太平洋のすけとうだらで、これは先行利用として沖合で1000トンの申請があったと。それを認めたということでございます。

まずすけとうだらの期中改定につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、2番目はさば類の知事管理分の追加配分ですね。これは漁場の偏りによるTACの期中改定ということになります。御説明のとおりですが、これに対して御意見、御質問ございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、3番目にいきます。これはずわいがにの7%の留保枠の追加配分で、TAC

自体は変わらないということですが、これについて御意見ございますでしょうか。
ありがとうございます。

それでは、4番目にいきます。23年漁期のすけとうだらのTACですが、これは4つの系群がありまして、オホーツク海と根室海峡はまたがり資源ですので、ABCは計算していないということですね。それと日本海の北部系群と太平洋群系ですが、太平洋群系は先行利用分を引きますので、先行利用分が確定するまで数字は変更の可能性があるということでした。これにつきましては御意見、御質問ございますでしょうか。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員 これまでの水産庁の漁業者に対する説明等につきましては敬意を表したいとまず思います。ありがとうございます。

ただ、すけとうの太平洋群系につきましては、私、何回もこの場で発言させていただいているのですが、資源の評価、ABCの算定について非常に沿岸漁業者の不満がある。どなたが資源を評価されているのか。多分北水研だと思うんですが、どのようなやり方をされているのかというのが我々に見えてきていませんので、この辺はお教えいただきたいと思えます。さらに、道水試のほうでもいろいろと調査をされておられるというふうな話も聞いておりますので、これはどのように資料としてくみ上げていただいているのか。

それから、資源調査に基づくTACの関係で、漁業者は相当来遊量があると見ていまして、研究者の方の考え方に相当な乖離があるのではないかと感じておりますので、漁業者の気持ちをくみ上げていただいてTACの設定に取り組んでいただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。

それから、もう1つ、日本海側でございますが、TACの設定の基本に所得補償制度の導入というのがあるというふうに思っております。所得補償制度だけで資源が回復するわけではないと思えますので、稚魚の放流というものが相当大きな取組をしていただかないと、日本海のすけとうは立ち直れないのではないかとこの危機感もあるわけでございますので、国としてそれをどのように資源回復に取り組んでいくのか、その辺もお教えを願いたい。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 全般的に私のほうからお答えをしたいと思います。

実際に私もかなり現場に入っているいろんな話を聞いておりますけれども、例えば北海道水

産研究所なり、道水試なり、研究機関の方もかなり足しげく現場には入っております。彼らが例えばどういう調査でこの評価を出しているのかとか、道水試で沿岸の資源の調査のデータをどういうふうに評価に組み入れているのかということについてもそれなりに現場の方に御説明しているところだと思っています。

ただ、そうはいつでもなかなか現場の方の御理解が十分得られていないという状況もございますものですから、3月か4月かわかりませんが、また私どもと一緒に話をしておいて、今の状況はこうなっておりますと。例えばトロール調査でこういうことをやっておりますとか、金星丸のデータはこういうふうに生かされていますとか、そういうことも含めてお話をしておいて御理解をいただきたいと思っております。

もう1つ、太平洋のすけとうだらのTACに関しましては、これも漁師の方、漁業者の方に御説明しているところですが、今の資源の調査ではなかなかABCを大きく超えて漁獲可能量を設定しているという状況もございますし、また平成5年以降の発生状況からまだ十分透明性がない、不透明であるというようなことから今の段階ではなかなか難しいと思っております。ただ、8月にも新しい最新の調査結果が出てまいりますので、それを見て、かつ現場の方の御意見をいただきながら、どのように平成23年度の漁獲可能量を見直すべきなのかということについても幅広く考えていきたいと思っております。

それから、3つ目の日本海のすけとうだらのTACでございますけれども、実際かなり厳しい状況でございます。今回2割という非常に大きな漁獲可能量の削減に踏み込んだわけでございますが、それでもなかなか資源の減少についてV字回復があるという状況にはないと思っております。ただ、私どもといたしましては、これも現場に入ろうと思っておりますが、檜山地区なり、後志なり、そこの魚をふやす取組、また具体的な振興策のようなことについても現場の方と、また道庁さんと話をしておいて、できることがないのか、どういう取組が可能なのかということについて協議を進めてまいりたいと思っております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○柳谷特別委員 特に道南太平洋の刺し網の皆さん、この2、3年、魚は来ていても漁獲することができないということで、赤字経営を強いられております。これは値段が安いということもありますけれどもね。それとは別に、我々漁業者がこの何十年と経験してきた資源に対する評価、これと水試で出てくるABC、本当に漁業者は体で感じているんですね。それが当然ABCの数字に加味されていない。その悩みを直接刺し網漁業者が味わっ

てきているということでもあります。3月、4月にまた現地に入ってきていただけるということでもありますから、それらに期待したいなど。当然入ってきた段階で、もう少し期中見直しも考えて視野に入れてきていただければ、もう少し漁業者と中身の濃い協議ができるのかなと思っておりますし、期待をしたいなど思っております。

もう1つ、先行利用した4400トン。これは23年度1年間でそれは引いてしまいますという事は、1年でやらなければだめなんでしょうか。その辺ちょっと。1年で4400トン、ことしの17万1000トンから先行利用した4400トンをいきなり引いてしまいます。23年度の漁獲は少なくなるわけでありましてけれども、それはそのとおり実施するという事なのですか。

以上です。

○木島資源管理推進室長 すけとうだらの来遊状況は非常に大きく年によって変わります。これは水温の分布なり、それから資源の構造なり、いろんなことで来遊状況は大きく変わるわけです。このようなことから沿岸側、また沖合側の意見もございましたし、先行利用、特に沿岸については去年1万トンということで認めていこうと。この審議会にお諮りをして、御理解、御了解をいただいて1万トンつけたわけでありまして。その際にこの1万トン、仮にその1万トンを全部使わなくてもいいのですけれども、それを次年度以降どうやって返していくのかということについては、道庁さんなり、道漁連さんなりを通じていろいろ検討した経緯がございます。確かに1年で全部返すのはそれはやはり大きな経営上の問題が出るでしょうと。ただ、それが、例えば何年もかけて返すということになると、これまた漁業者の方からしてみますと、ことしも返さなければいけない、来年も返さなければいけないというようなことで、そこはまず5000トンを上限として返すのが適当ではないかと。それも以前この場でお話をし、御理解をいただいたと思っております。ただ、実際に現場の方とも話をいたしますと、5000トンでいいかなということには私どもとして一定の理解を得ていると思っております。

○山下副会長 今のすけとうだらのことで、私も2点ほど申し上げたいことがございます。

1つは、例えば資料2-4のようなものを拝見すると、ABCとTACの間にことごとく大きな乖離があつて、これをそれほど専門の方でない方がごらんになっても、やはり異常な数字だと思います。これから漁業の所得補償が導入されるわけですが、そこには資源管理をするということが条件として担保にもなっているので、せっかくの機会ですから、そういったものを利用しながら、TACとABCを近づけていくということをぜひ

やっていただきたいと思います。

それから、もう1つですけれども、先行利用ですね。先行利用は経過的な措置であると。太平洋の南部というのでしょうか、その資源の状況についてきちんと評価ができるようになったら先行利用ではなくて、そこもABCに基づくTAC管理になっていくのだというのを前回伺ったと思います。既に取り組み始めておられるのだと思うんですけれども、先ほど課長さんから資源の臨時評価の要望があったということで、そういうことにも取り組みになるでしょうけれども、順番としては、優先順位があるならば、先行利用を早くやめるためのきちんとした資源評価をするということを私はぜひ先行していただきたいと思います。それによって、先行利用で負けたとか、返したとか、すごくややこしい話がいつもまでも続くことを避けてもらいたいというふうに要望いたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 今の山下委員の御指摘、もっともでございます。確かにABCを大きく超えて漁獲可能量を設定せざるを得ない状況にまだございます。これは先ほど柳谷委員からもございましたけれども、資源評価に対する本当にこれでいいのだろうかという話もございますし、また大きく漁獲可能量を下げますと、当然ながら経営にも非常に大きな影響がございます。こういう中でことしは特に日本海につきまして2割という非常に大きな削減を御提案したわけでございます。今後ともできるだけ漁獲可能量をABCに近づけるよう、また皆様方、漁業関係者の方々の御理解を得ながら努力をしてみたいと思っております。

それから、先行利用につきましても、特に直近の来遊状況をどのように評価していくのか、これはまだまだ十分科学的なデータの蓄積がまだまだ不十分でございますので、そこはできるだけ早く来遊状況の変化、また資源状況をどうやって結びつけていくのかということにつきまして、私どもとしてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ若干コメントしたいと思うんですけれども、ABCとTACに関しては、今山下委員が言われた乖離の問題と、宮原委員、柳谷委員が言われた、あるいはこれまでもいろんな委員が言われているように、ABCが漁業者の実感に合わないという2つの問題があると思うんですね。どうしてABCを精度よく推定するかというのは非常に難しい問題

なのですが、私のお願いとしては、急にやるというのは無理かもしれませんが、例えば調査のプランニング、実際の調査、それから調査で得られたデータの分析ですね。そういうのをやる一番最初の段階からできれば漁業者の方とかいろんな人に入っていて検討していけるような場をぜひつくっていただいて、いろんな情報を集めて総合的に判断していくというのは非常に重要だと思うんですね。とにかく資源量推定にしろ、ABCの算定にしろ、非常に難しい問題ですので、どんぴしゃにやるというのはかなり難しいんですね。ですから、できるだけいろんな情報を集めて、みんなで議論しながら決めていくというような、そういうシステムをぜひつくっていただきたいと思っています。

以上です。

それでは、ほかになければ諮問第191号につきましては原案どおりということにさせていただきますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

諮問第192号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し
網漁業（太平洋の海域）の公示について

○櫻本分科会長 それでは、諮問事項第192号に入りたいと思います。

諮問第192号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 お手元の資料3に基づきまして説明させていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

22水管第2005号

平成23年2月23日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）
の公示について（諮問第192号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成23年5月1日から平成24年4月30日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の内容でございますが、2枚目に説明がございますので、お開きください。

中型さけ・ます流し網漁業につきましては、許可の有効期間が本年4月30日をもって満了するため、5月1日以降の本漁業の許可等に係る公示を行うものであります。

昨年の公示隻数は50隻でありましたが、申請のあった隻数が49隻で、これらについて許可又は起業の認可を行ったところであります。このため、本年の許可又は起業の認可の公示隻数は49隻といたしたいと考えております。

操業区域及び操業期間につきましては、昨年から特段の変更は考えておりません。

次に、本漁業の許可の有効期間であります。本漁業の操業水域はロシア200海里内のみであり、我が国に対する漁獲割当量等の操業条件が毎年3月に行われる日ロ政府間交渉により変更される可能性があることから、従来より漁業法第60条3項の規定に基づき、許可の有効期間を1年間としております。このため、本年行う許可の有効期間につきましても本漁業の操業開始日である平成23年5月1日から平成24年4月30日までの1年間としたいと考えております。

次のページをお開きください。表の右端の申請期間でございますが、本来3カ月以上の期間を設ける必要がありますが、その場合、5月1日からの操業に間に合わず、漁業者の経営に著しい支障を及ぼすこととなりますので、漁業法施行規則第2条の3の規定に基づき、本年も例年どおり、操業開始に間に合うよう短い期間、具体的には公示日から本年4月22日までにしたしたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 質問をさせていただきたいのですが、実は次の諮問も来る前に読んでいてちょっと疑問に思ったのですけれども、まずは今回の諮問に関してですけれども、去年の公

示隻数が50隻であったところ、申請数は49隻なので、今回の公示隻数は49隻という御説明でありましたけれども、例えば新しくやりたいという人がいる可能性はないわけではないというふうに考えたときに、なぜに去年の実績に基づいてこういう数字になっているのかということをお説明いただきたい。例えば隻数をなるべく減らしていかなければならない状況にあるので、ちょうど1隻いなくなったから減らしましょうというようなことなのかとは思ったのですけれども、そのあたり、新規参入とか、そういうことは全然考えられていないのかということをお質問させていただきます。

○花房遠洋課長 新規の希望というのは特にございませんで、前年より申請があった分ということでこれまでもやらせていただいています。新規の要望があれば当然漁業法のルールにのっとって検討していくことになると思います。

○東村委員 ありがとうございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、諮問第192号につきましては、原案どおりということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

諮問第193号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の
公示について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入りたいと思います。

諮問第193号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」、事務局から説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 資料4に基づき説明させていただきます。

諮問文を読み上げさせていただきます。

22水管第2042号
平成23年2月23日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第193号）

遠洋底びき網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成23年8月1日から平成24年7月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の基本的内容ですが、2ページ目に説明がございますので、お開きください。

遠洋底びき網漁業につきましては、許可の有効期限が本年7月31日をもって満了するため、8月1日以降の本漁業の許可等に係る公示を行うものであります。

昨年の公示隻数は42隻でありましたが、申請のあった許認可隻数が37隻で、これらについて許可又は起業の認可を行ったところであります。このため、本年の許可又は起業の認可を公示隻数は37隻といたしたいと考えております。

操業区域及び操業期間につきましては、昨年から特段の変更は考えておりません。

次に、本漁業の許可の有効期間であります。本漁業の操業水域は毎年行われる国際交渉の結果を受けて、規制内容が変更される可能性のある公海及び外国200海里内であることから、地域漁業管理機関との取り決めに反映させる必要があるため、従来より漁業法第60条第3項の項定に基づき、許可の有効期間を1年間としております。このため、本年行う許可の有効期間につきましても、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの1年間としたいと考えております。

また、今回行う許可に付す制限又は条件にはロシア連邦以外の外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域内で操業する場合であっても、当該国の入漁許可を受け、また、当該国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則及び当該国の法令を遵守する必要があることから、当該内容の遵守義務を付すこととしたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第193号につきましては、原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

諮問第194号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成23年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第194号の「水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成23年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

○山下栽培養殖課長 それでは、資料5によりまして諮問第194号の説明をさせていただきます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

22水推第1041号

平成23年2月23日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成23年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第194号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

この計画案につきましては、次のページにございますように、農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づきまして、さけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めるというものでございます。

具体的な計画につきましては、次の3ページにお示ししておりますように、さけにつきましては10水系で1億2900万尾、からふとますにつきましては3水系で720万尾、さくらますにつきましては6水系で270万尾、べにざけにつきましては3水系で15万尾、合わせて1億3905万尾を放流するというものでございます。

放流する河川及び放流数ともに平成22年度と同じ規模で実施するという内容でございます。

以上が諮問の内容でございますけれども、参考資料といたしまして、次の4ページに都道府県が定める予定の放流計画数を合わせたものを示しております。さけ、ますのふ化放流につきましては、今御説明申し上げた水産総合研究センターが行いますふ化放流のほか、民間団体が増殖目的で行っておられるふ化放流がございまして、これも合わせた計画全体がこちらにお示したものでございます。全魚種合計の全国計で見いただきますと、表の下から3段目の右端になりますけれども、平成23年度につきましては、19億4664万尾と、これも平成22年度とほぼ同じ規模の計画となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ、諮問第194号につきましては原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、諮問第191号、諮問第192号、諮問第193号、諮問第194号について、答申を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 2 水 審 第 3 5 号

平成23年2月23日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会長 櫻本 和美

平成23年2月23日に開催された水産政策審議会第50回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第191号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第192号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第193号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第194号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成23年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

この答申書を次長にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

（審議事項）

資源管理指針について

○櫻本分科会長 それでは、次に審議事項に入りたいと思います。

資源管理指針について、資料の説明をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしく願いいたします。

この資源管理指針と申しますのは、以前も簡単に御紹介したことがあるかと思いますがけれども、一昨年9月の総選挙におきまして民主党のマニフェストにおきまして漁業所得補償制度を平成23年度から実施すべきであるということが書かれていたわけでございます。また、昨年6月に閣議決定されました新成長戦略におきましても資源管理の強化と漁業所

得補償制度をやるべきだということが書かれたわけでございます。このようなマニフェストなり、閣議決定に基づきまして、昨年来私どもといたしましてどのような資源管理の強化を図るべきかということを検討してまいったわけでございます。

資源管理に関しましては、例えば先ほど御審議いただきましたTAC制度に基づきます基本計画ですとか、資源回復計画、いろいろな計画制度を活用した資源管理が行われてきたわけでございますが、これらは、例えばTACの対象魚種は7魚種であるとか、回復計画も魚種が限定されているわけでございます。

一方、我が国の漁業者、採貝、採藻、定置、一本釣り、網漁業、それぞれの漁業者は各地におきまして資源の状況なり、漁業の特性に合わせてさまざま資源管理に取り組んでいるというのが実態でございます。

今回の資源管理指針は、そのような資源管理の取組をまず整理していこうと。それをさらに計画的に取り組む体制をつくっていきましよう。また、実際に漁業の管理を行っている大臣、また都道府県知事があるわけでございますけれども、大臣管理漁業については国の方針を立て、また知事管理漁業につきましては都道府県におきまして資源管理の方針をつくるという方向で整理をしたものでございます。

今回お諮りいたします資源管理指針と申しますのは、国の、つまり大臣管理漁業に係る部分でございます。一方、都道府県におきましては、各都道府県においてそれぞれの漁業種類ごと、魚種ごとの資源管理の方針を似たような類似の指針をつくっておりまして、それも来年度、4月以降順次外に出ていくということが予定されているところでございます。

大分大きな資料でございますので、中身につきましては大きく3つに分かれます。1つは、資源の状況について内容を記し、その資源の状況を踏まえてどのような資源管理に取り組むべきかということでございます。

2つ目が、それらの資源をとっている漁業がどのような資源管理の取組をしていくのかということが2点目でございます。さらに資源管理の措置を行った方々がちゃんと履行の確認をする必要がございますので、どのようにその履行確認をしていくのかという点がこの資源管理の大きな内容になっているわけでございます。

具体的には資料6-1についてまず簡単に御紹介、御説明をしたいと思います。

これは見ていただければわかりますが、さんま、すけとうだら、あじ、いわし、これはいわゆるTAC魚種が並んでいるわけです。その後に、例えばべにずわいがにですとか、くろまぐろ、遠洋の漁業の対象魚種が並んでおります。それぞれにつきまして、資源なり

漁獲の状況がどうなっているのか。それについて、その目標はどうすべきかということが書かれております。

例えばさんまにつきましては、これはTAC法の基本計画の中期的管理方針と基本的には同じでございます。ここに書いてございますさんまにつきましては資源の水準は高位から中位になって、動向は減少だということでございますけれども、管理目標としては、現状の資源状況を維持するというのが目標だということになっているわけでございます。

次のすけとうだらにつきましては、それぞれ書いてございます太平洋については、中位・横ばい、日本海は低位で横ばいだ。オホーツクについては動向は増加だということなことが書かれているわけでございますけれども、それぞれごとに方針としては日本海北部系群については、資源の減少に歯どめをかけることが目標です。また、太平洋については資源の回復を基本的な方向としつつ、経営にも十分配慮した資源管理を行う必要がある。また、オホーツクとか根室海峡につきましては、ロシアとのまたがり資源でございますので、関係国と協力した資源管理をしていく必要があるということでございます。

次のあじについても同じでございます。それぞれ中位、また減少、また横ばいということでございます。太平洋については資源水準の維持、対馬暖流は大韓民国、中国と水域を接しているものですから、これらの関係国と協調した管理に向けて取り組む必要があるということでございます。

まいわしについても基本的には似たような話でございます。非常に低い水準で増加の傾向はあるけれども、注視して管理しなければいけないということでございます。

それから、さばにつきましても、まさばの太平洋については低位で動向は横ばい、対馬についても中位で増加傾向、ごまさばも高位で動向は減少です。東シナ海は中位で減少だということになってわけでございます。

それぞれ管理方針としては、まさばにつきましては、卓越年級群の発生を活用しながら資源の回復を図るのが方向性として出されているわけでございます。

ごまさば、その他の系群につきましてもそれぞれ書いておりでございます。

それから、今回特に漁獲可能量制度で今まで扱ってこなかった魚種が5ページ以降にございます。例えばベにずわいにつきましては、資源は増加傾向ということであります。ただ、依然として資源水準は低い。一方、ベにずわいにつきましては、主たる生息域が日韓の北部暫定水域に入っているものですから、韓国と協調した管理に向けて取り組むことが重要だということを書かせていただいております。

一方、くろまぐろに関しましては、卓越年級群が繰り返し発生していることから、比較的加入状況はよいのだけれども、将来資源水準の悪化が起こるおそれがございます。水準は中位、動向は横ばい。一方、くろまぐろに関しましては、国際にも非常に注目されているという状況でございますので、しっかりとした資源管理をしていく必要がございます。内容といたしましては、未成魚の漁獲を抑制・削減することによりまして、親魚の資源量を中期的に適切な変動の範囲内に維持するという方向性として管理をしていくということの内容を内容としたいと思っております。

一方、10以下のめばち、きはだ、かつお、めかじき、いわゆる遠洋の魚種でございます。それぞれ地域漁業管理機関におきまして評価が行われ、我が国としても現状の漁獲量、漁獲圧をこれ以上ふやさないようにするという方向で管理を行うということでございます。

きはだ以降、それぞれごらんとおりでございます。

これが資源の現状なり、それを踏まえた管理目標ということでございまして、実際に何をするのかということが資料6-2でございます。

管理の措置の内容につきましては、それぞれ漁業種類ごとに整理させていただいております。例えば大中型まき網漁業におきましては、対象魚種はあじ、さば、いわし、するめいか、かつおというものを主にとっているわけでございますが、それぞれ休漁を行うとか、漁獲可能量よりも少ない量として年間の総漁獲量の上限を設定するとか、あとは海区ごとに四半期ごとにどの程度を目標とするのか、量を決める。また、漁業者団体別にそれぞれまた決めていく。いろいろな措置が行われることが必要だということを指針の中では書いてございます。

さらに、地域によっては回復計画を行っているところもございまして、また地域間の取組もございまして。このようなことにつきましても今後ともそのような措置がしっかりとなされるように指針の中では記載しております。

一方、くろまぐろに関しましては、ここに書いてございますように、未成魚、また親魚をとる地域がございますけれども、未成魚に関しましては、年間の漁獲量の上限を一定程度削減をする。これは強度資源管理タイプと※印で書いてございますが、ここは例えば15%以上漁獲量を削減する、もしくは15%以上漁獲努力量を削減するといった場合に、強度資源管理タイプとして位置づけ、共済の支援についても若干強めていくという内容でございます。このくろまぐろ未成魚に関しましては、日本海及び九州西部の海域においては強度資源管理タイプで資源の維持、改善を図っていくという内容でございます。

一方、親魚をとっている日本海におきましては、年間の漁獲量の上限を設定するという内容を内容として記載する予定でございます。

次に、沖合底びき網漁業、それぞれ書いてございます。例えばオホーツク海、太平洋でも北海道、青森、岩手、宮城、沖合底びき網漁業の場合にはそれぞれ漁業者がどこで操業するのか大体決まっているものですから、各県ごとにさらに細かく何をするのかということを整理し、ここに書かせていただいております。それぞれ、例えばオホーツク海におきましても休漁をするとか、あとは北海道の各海域ごとにすめいかにに関して総漁獲量の上限を設定するとか、操業期間を短縮するとか、それぞれ対象魚種ごとにそれぞれの取組をしていくという内容でございます。内容についてはごらんとおりでございます。

それから、4ページ目でございますが、さらに以西底びき網漁業、また北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業、ずわいがに漁業、べにずわいがに漁業、遠洋の各漁業、それぞれ漁業種類ごとに何をしていくのか、どのような措置をしていくのかということがこの表にごらんいただきますように、これから決めていこうということでございます。

これが指針の2つ目の内容でございます。

実は、6-3を今度は見えていただきたいのですけれども、最初の基本的な考え方は先ほど申しましたように、それぞれ資源状況に応じて取組がなされてきたわけですが、さらにそのような取組を強めていくというのが書いてあるわけでございます。

一方、具体的に3ページ目以降がさんまなり、それぞれの魚種ごとの資源状況、方向性を記載してございます。これは先ほど御説明したとおりでございます。

20ページ目以降が具体的な措置でございまして、例えば大中型まき網漁業におきましては、漁獲はこうなっており、資源管理措置は先ほど御説明したとおり、休漁、また全海域で休漁しますよと。また北部太平洋におきましては、回復計画の内容で引き続き資源管理に取り組むという内容が記されております。

沖合底びき網漁業につきましては、表形式でそれぞれ何をするのかということが22ページ目以降、細かく記載されてございます。

それから、33ページ、一番最後でございますけれども、3つ目の柱でございます履行確認でございますが、例えば休漁の場合には漁績をつくるとか、あとはその写しをつけるとか、仕切書をつくる。また、係船、もしくはドックに入っている写真をつけるとか、VMSの記録を活用するとか、いろいろなやり方で実際にこの措置が着実に行われているということを確認してまいる所存でございます。

この指針に基づきまして、各漁業団体におきましては、例えば先ほど休漁と御説明いたしました、その休漁はいつからいつまでやるのか、どのようなやり方でやるのかということについて具体的な取組内容について記載します計画をそれぞれつくっていただくことになっております。その計画を私どもとしてこの指針に合っている場合には確認をし、その確認された計画に参加している漁業者について共済の支援が強化されるという内容でございます。

資源の状況は非常に多岐にわたります。いい資源もあれば悪い資源もございます。今回の資源管理指針は、資源管理指針、資源管理計画の体制はそれぞれ資源の状況に応じてどのような取組をしていくのかということを書き、それを計画的に進めていく。例えば悪い資源であれば回復の方向で何をすればいいのか、いい資源であればその状況を維持するためにどのような取組をしていくのかということを整理し、計画的に進めていこうという制度でございます。

このような指針、計画体制を活用いたしまして、より一層の資源管理に取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

魚種ごとの資源状況、漁獲の状況、それに対してどのような管理目標を立てて管理していくのか。それを実際に達成するためにどのような方法を使うのか。それから、さらにはその方法がちゃんと履行できたかどうかはどういう方法で確認するかという4つの項目について御説明いただきましたが、御意見、御質問をお願いいたします。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員 単純な質問なのですが、資料6-1の7ページの12のかつおのところでございますが、ぱらっと見た感じで、かつおだけ「近年漁獲による死亡の割合が増加傾向にある」と、こういう表現をとられているのはかつおだけなんです、私がぱっと見た感じでは、これはどういうことを意味するのか。このことを教えていただきたい。

それから、もう1点は要望です。国際漁場で日本がリーダーシップをとって資源管理を進めていかなければいけないというのは当然だと思います。ただ、諸外国が無法な操業をしたりして、いろいろやっている中で、日本だけが規制をきっちりやり過ぎることのないように、というお願いでございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

コメントはございますでしょうか。

○花房遠洋課長 かつおのところのこの表現は、去年の夏に行われましたWCPFCの科学委員会の解析の結果を踏まえて書いております。漁獲そのものは過剰ではないという評価なのですけれども、そうは言いつつも、だんだん漁獲圧力が高まっていて、だんだんと黄色信号がともるような方向に資源の状態が移動しつつあるという意味で「近年漁獲による死亡の割合が増加傾向にある」ということでございます。

○宮原委員 単純に漁業をやっているから周りにいるかつおが死んでいくという意味ではないんですね。そんなふうには受け取れるものですか。

○花房遠洋課長 そういう意味ではなくて。

○宮原委員 わかりました。

○櫻本分科会長 山下委員、お願いします。

○山下副会長 例えば資料6-2の4ページとかを拝見しますと、7に日本海のべにずわい漁業のところには「漁業者別及び船舶別の年間漁獲量上限」とありまして、これはIQとかと思うんですけれども、IQをすることが資源管理にどういうふうにプラスになっているのかということ。

それから、もうちょっと上には北太平洋さんまでですけども、「期間別漁獲量上限」とか、操業回数の制限はあれですけども、漁獲量を期間別にすること、これは1ページにもありますけれども、四半期別に漁獲量を割り振る。それが資源管理にどういうふうにプラスになっているのかというようなことを教えていただけますでしょうか。

○木島資源管理推進室長 まず第1点目のべにずわいがに漁業の個別割り当てでございますが、これは資源回復計画に基づきまして現在個別の漁業者ごとに漁獲量を設定して、資源の回復を図っていこう、維持を図っていこうという取組をしているところでございます。具体的に個別割り当てをしたらなぜ資源にいいのかということにつきましては、確かに漁獲可能量が決まっています、その内数、いわゆる皆さんに割っただけじゃないかということであれば確かにそのとおりのかもしれません。ただし、例えば漁獲可能量を、つまり全体の漁獲量をできるだけ下げていって、個別割り当てをしていくことで漁業者の自由度を上げ、できるだけいいものをとっていこうという内容も当然ながらあるわけでございますので、こういう点ではべにずわいがに漁業、先ほど非常に雑駁に説明いたしましたけれども、資源状況は今のところよくなってきているという状況でございます。

一方、四半期別に漁獲量、例えばエリアTACも地域別、期間別の漁獲量の上限もそう

でございます。これは1つには確かに資源の管理ということだけ、つまり生物学的な資源観ということだけであれば、余り資源の回復なり、維持なりにつながっていかないのではないかという御指摘もあろうか思います。ただ、私ども資源と申しますのは、経済的な活動でございます。資源管理は経済活動でございますので、国民の皆様方に安定的に魚を供給していく。そのことによって漁業者が非常に苦勞しながら、一部に漁獲が集中することがないように資源を利用していく。これも1つの資源管理だと思っております。そういう点でこのような漁業者の自主的なエリアTACなり、期間TACなりというものについては積極的に活用していただきたい、認めていくという方向で取組を進めているところでございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

東村委員、お願いします。

○東村委員 ただいまの個別IQと資源管理の関係なのですけれども、これについてまず1点コメント、それからもう1つ質問事項がございます。

これは私も勉強不足というか、情報不足の部分もあるのですが、日本のTACの消化率というのは実は結構個別割り当てをしている国よりも低いんですよ。個別に割り当ててしまうとそれを全部使おうということになるのか、ほかの要因があるのかわからないのですけれども、その辺、自分で研究している中で個別割り当てがそのまま資源の回復につながるわけではないというふうに判断しております。

ただ、日本海のべにずわいがににつきましては、これは導入の経緯が違うというふうに伺ってしまして、TACのないIQということで、それぞれ漁業者の方が個別の上限を決めて行われているので、これはちょっと違うというふうには認識しておりますが、個別割り当て一般に関してはそういうコメントです。

それから、質問事項として例えばくろまぐろなんですけれども——資料6-2のところを拝見しております、例えばくろまぐろなどは漁獲量上現の設定というのが明確に書かれているわけですね。こういうものについてこれからTACの対象魚種にするような方向が目指されているのか、それともTACとはまた別のものなのか。そうしたら漁獲量制限というものとTACの関係は一体どういうふうにとらえればいいのかという点を質問させていただきます。これはほかの魚種についても総漁獲量の上限の設定というのがいろいろな場所に書かれていて、これは割り当てられたTACをまた県別に業界団体の方々に自主的に地区ごとに分けてやっていますよということなのだろうと思っておりますけれども、これに

関しても先ほど山下委員からコメントがありましたように、それを分けているだけならば、資源の増大には余り意味がない。それに関しては経営努力、経営という側面があると回答いただきまして、ある程度納得いたしましたけれども、散漫な感じで申しわけありませんが、以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 日本のTACの消化状況は後でも御報告いたしますが、そんなに高いものではないのは事実でございます。これは例えば来遊状況の変化なり、特に都道府県におきましてどのように魚が来るのかということで、かなり振れがございます。そういう点で相対としてはかなり低い状況になっている。これは操業の条件なり、我が国の漁業実態からやむを得ない部分はあるのかと思っております。

一方、くろまぐろの漁獲量の上現について、漁獲可能量との関係でございます。これは今回の資源管理指針はあくまでも自主的に、つまりボランタリーベース、自発的に資源管理をしていこうという内容の取組について我が方として評価をし、進めていこうということでございます。

一方、くろまぐろは別に大中型まき網漁業者だけがとっているわけではございません。沿岸の方々も多数の方々がくろまぐろを採捕している状況でございます。こういう中で、大中まき網の方々に対してだけ法的な規制をかけるというのはバランスを著しく欠くということから、現時点におきましてくろまぐろを漁獲可能量の対象魚種にするということは考えておりません。ただ、今後そのような声が高まり、沿岸も含めて総量規制を国としてかけるべきだというような状況が醸成されましたら改めて考えていきたいと思っております。

○宮原水産庁次長 くろまぐろにつきましては国際管理資源なんですね。それで、WCPFCで漁獲死亡率、簡単に言えば漁獲圧力を5年前の水準に抑えなさいと。そこで、小さい魚については量的管理をなささいということをお求められているということで、資源管理の努力を始めているということです。国際管理の中でTACを設定するという段階までは至っていませんので、国際管理の趨勢を見ながら我々は考えていくということになると思いますし、当面の取組としては漁業者が守りやすいように自主的な管理という形をとって国内的には実施しているということでございます。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

○東村委員 はい、ありがとうございます。

○櫻本分科会長 ほかにございます。

○宮原委員 関連で、今の次長の御説明で納得しているのですけれども、海洋法条約で高度回遊魚というのが決められておりますね。それについては当初TACを設定しないという整理をしていたわけですが、今の次長の説明であれば、高度回遊魚であっても国際的な規制がなされればTACを設定していく。こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○福島委員 今のまぐろに関する話なのですけれども、基本的には私は指針は間違っていないだろうと、このように思っております。その中でこのまぐろのことを1つ申し上げたいのですが、それを目的とする九州、日本海を中心として操業されているまき網の業者には大変な影響があるのではないかと、このように思うのですけれども、そういうふうな場合に所得補償だけではちょっと補えない部分があるのではないのかなと感じるものですから、その辺に特段の御支援をまた考えていただければよいのではないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

○長谷沿岸沖合課長 今回くろまぐろの管理に取り組むまき網漁業者についても、言われるような所得補償の対象にして支援していきたいと思っておりますけれども、それだけでなくということで各種の施策を合わせて経営安定のために支援していきたいと思っております。

○福島委員 よろしくをお願いします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

今村委員、お願いします。

○今村特別委員 質問かもしれないのだけれど、言葉で強度資源管理というのは正確に何か定義みたいなものが、どういうことなんでしょうかね。

○木島資源管理推進室長 強度資源管理タイプと申しますのは、幾つかの基準がございます。1つには、主要な魚種、すなわち年間の水揚げ高が100億円以上ある。かつ、1万トン以上の水揚げがあるもの。また、国際的に非常にしっかりとした管理を求められているもの。こういう幾つかの基準をすべて満たすものであって、その資源状況を維持、もしくは改善するために漁獲努力量、もしくは漁獲量を15%以上減らすことをやる漁業者に対して強度資源管理タイプとして上乘せの支援を行うというものでございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

その説明はどこかにありますでしょうか。

○木島資源管理推進室長 ここには書いてございません。

○櫻本分科会長 どこかに入れていただいたほうがいいと思います。

○木島資源管理推進室長 あとちょっと言い忘れましたが、この指針に関しましては、予算が成立しました以降、関連の通達なり、いろいろなほかの通達と一緒に水産庁のホームページなりで公表したいと思っています。その中には先ほど御説明いたしましたような強度資源管理タイプというのはどういうものかというようなことも細かく記載してございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問。

○内海管理課長 先ほどTACの話と地域的な漁獲量制限の話でいろんな話がちょっと混乱していたようなもので、そこだけ少し訂正させていただきたいのですけれども、東村委員が言われたくろまぐろの漁獲量制限として地域でものを借りて、制限をしていこうという部分は、これまでもいろんな漁業種類で行われている手法であって、それはそれでTACというものではなくても幾らでも設定もできるし、科学的知見があればそこは設定していく。具体的に法律に基づくTACというのは、基本的にはその魚種の大体の分布範囲、系群の分布範囲、その中で総量を抑えながら、それをどう利用していくかというものです。これもまた国内で利用するものと、国際で利用するものとはまた言葉の意味も違ってくるので、その辺が一緒になって使われると少し誤解を生むものかなと思っていますので、基本的には法律で今7魚種でやっているTACとそれ以外の漁獲量制限というのは同じものではなくて、それぞれ状況、状況に応じてそれを使い分けていくというようなものになるのかなと思っています。

○櫻本分科会長 どうぞ、東村委員。

○東村委員 申しわけございません。

ちょっと確認なのですが、ということはTACという総漁獲量制限と、TAC以外の漁獲量制限というのは特別に何かリンクするものではなくて、全く別の総漁獲量制限という同じ言葉を使ったものというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○内海管理課長 総漁獲量制限というふうに言ってしまうと、基本的にはTACと同じものになってしまうのですけれども、魚の生活史のうちでこの部分ではこれだけしかとらないようにしようねというのは今までもあって、全体としてどれだけ魚がいるからそれは漁獲制限としてこうしますということではなくても、そういうものは措置としてとられてい

たわけですね。そういうものがいろんな魚種であるものですから、多分くろまぐろによらず、いろんな形の資源がこれから所得補償対策の中ではそういう制限というのもかけてくるのだらうということで、一般的に法律に基づかない単なる漁獲量を決めて、ここではこれだけしかとらないようにしようねというものについても同じようなものの中に入っているもですから、そこが混乱してしまうとおかしなことになるので、そういうものが中に入っていますということで御理解いただきたいと思っております。

○東村委員 ありがとうございます。理解いたしました。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

1点確認なのですが、そうすると、この場合の漁獲量上限というのは、プライベートで——プライベートというか、自主的にやるという意味なのでしょうか。

○内海管理課長 本来的には科学的にきっちりその部分を抑え切ってやればベストなのですが、今基本でここでやろうとしていることは、今各地でやられている自主的な資源管理措置を中心にやっています。やはりいろんな経験則に基づいてこの地域でこの魚についてはこれだけに抑えましょうねというものもこの中にはあるということですので、その科学的な裏打ちはこれから資源管理所得補償体制が進んでいく中であっても我々そういう措置をしっかりと科学的に裏打ちしていくという努力はしていかないといかんと思っておりますけれども、中にはそういう経験値に裏づけられたもの、あるいは漁業者の合意をもとに形成していくそういう漁獲量の制限を行うものも中には入るということです。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問……。

中田委員、お願いします。

○中田特別委員 新潟県でも、先ほどずわいがにも出ていましたけれども、なんばんえびのIQを今回やろうという話で進めているわけですね。これは今まではオリンピック方式でしたから、小さいのから何からみんなとってしまうということで、せっかくこれから大きくなるえびをとってしまうということで、漁獲高はそれだけ足りるのですけれども、みんな小粒になってしまう。こういうことで資源の問題、先行きの問題が出てきて、したがって、えびかごみたいな形で網目を大きくすることによって小さいえびは逃がしてやる。それが3年後、4年後にまた生きてくるという形で、とりあえずそういう形をとっていかうということで、魚でも小さいのから大きいのがいるわけで、まき網みたいなものでどさっととってしまうと、どんどん魚体が小さい魚になってくるんですね。小さい魚になって

くるとだんだん資源が減ってきているよと。漁獲高はとれているのだけれども、将来的にはだんだん減る一方だよと。こういう判断なのですけれども、そんなことでI Qで徹底的に、なんばんえびは余り移動しませんので、とりあえずその場所だけを徹底的にやろうと。それがうまくいけば、他の魚種に波及させよう。こういう考え方でやってるので、このI Q制度、まだこれからなんですけれども、どういう効果が出るか、もっとほかの魚種もやれば一番いいのではないかと思っているんですよ。どうしても卵をこれから産もうとする魚をみんなとってしまうということであれば、当然資源というものは減ってくるのではないかと思うし、卵がおいしいからって、卵を抱えたのをみんなとってしまうわけですから、1尾の中に何万粒ですかわかりませんが、それだけ卵を持っているわけですから、それを放卵してやれば一遍に資源なんて回復するのではないかと思うんですけれどもね。そんなことです。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

情報を提供いただいたということによろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

西野委員、お願いします。

○西野特別委員 先ほど来お話に出ていますべにずわい漁業の業界の者として、やはり基本的には先ほど東村委員が言われたように、べにずわいの個別割り当てというのはそもそもが漁獲努力量の1割削減というところで、係船休漁ありきの議論で資源回復計画を進めた経緯がございます。その中で、係船休漁をやる中ではやはり各県の支援というのがばらばらという状況では、県の支援なしに係船休漁、特に1割の係船休漁でしたので、非常に厳しい状況がありました。その中で油賠法の施行とか北朝鮮の核実験等いろいろと状況がありまして、係船休漁をやるとう陸上の加工業がもたないという中で、漁獲努力量の1割削減の代替案として前年の漁獲量の1割削減というふうな形で担保したという経緯がございます。

その中で効果という面ではいろんな意味で係船休漁で、逆にフル操業した場合には小型のかにも含めて9カ月のうちにどれだけ水揚げ量を増やすかというスタンスにならざるを得ない部分が、逆に1カ月係船休漁のために1割削減という中では、その中で漁獲量を制限した中で水揚げ金額を増やさないといけないという中で、逆に今自主協定の中も含めて、例えば1700メートル以深、これは小型のかにが非常に多い水域なんですけど、それよりも深い水域を自主的に禁止しようとか、そういうような自分たちでできることを一つ一

つ積み上げていって、結果として資源が回復傾向に持っていかけているというふうに認識しています。

その中では特にべにずわいに関しては深海性の魚種なので、TAC魚種に指定するには非常に知見が乏しい。逆にいえばTACに指定できないから何もできないかという部分ではなくて、一つ一つできることは何かということの積み上げで結果として資源管理に結びつけるような手法というのもあるのではないかなというふうに個人的には思っています。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

べにずわいがにの管理の例でIQをやっておられるのですけれど、比較的といいますか、かなりうまくやられているということで、その事例を御紹介いただきました。ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

特にないようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

(報告事項)

①第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について

○櫻本分科会長 まず最初に、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について」、御報告をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資料7と資料7-2をごらんいただきたいと思います。

資料7のほうはいわゆるTACの消化状況でございます。さんまとすけとうだら、さば、ずわいがにに関しましてはまだ漁期の途中でございますので、今現時点の話ではございませぬが、あじ、いわし、するめいかに関しましては、これは歴年でございますので、今年の消化状況はここに書いてございますように、6割から4割程度におさまったという状況でございます。

それから、次に7-2でございますけれども、これはTAE、いわゆる漁獲努力可能量の消化状況でございますけれども、これもごらんとおり、先ほど東村委員から低いという話がございましたが、これはかなり低い状況で、十分遵守されたという状況にございませぬことを御報告いたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

②漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について

○櫻本分科会長 それでは、第2番目の「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」御報告をお願いいたします。

○長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の長谷でございます。

お疲れだとは思いますが、最後の資料、資料8をごらんください。漁業構造改革総合対策事業の進捗状況です。

本事業につきましては、昨年9月の第47回本分科会においても御報告したところですが、19年度の予算化以来、各地域の漁業者を中心に操業形態や流通、販売の改革の実証事業を行っております。現在までに37件の改革計画が認定されたところですが、1ページにありますとおり、各地の構造改革の取組が進んだ結果、年間の概算事業費は270億円を超える勢いとなっております。これまでの実施状況を勘案いたしますと、今後新たに認定可能な事業費は70億円程度という見込みです。

このため、新規認定の審査を行う中央協議会の開催を2月から5月にかけて3回程度の定期開催とした上で、審査基準により点数化し、優先順位をつけて認定することといたしました。

この点数化による中央協議会を今月の3日と4日に開催しましたが、まき網漁業、底びき網漁業、さんま棒受網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業などを対象とする7件の改革計画が提出され、審査の結果、3件、24億円分の認定がなされました。

今後の中央協議会では、現在改革計画策定中の地域や今回の審査で認定に至らなかった地域、合わせて23件の審査がなされる見込みです。

なお、認定可能な事業費については、水揚げからの返還の状況などにより変動が予想されことから定期的にシミュレーションを行い、見直しを行っております。

資料の2ページから4ページにかけては実証事業を開始した地域の概要を一覧にしております。前回の御報告以降、実証事業を開始した地域は、左端の番号で申しますと、13・14番の石巻の小型底びき網漁業、それから18番の静岡の大中型まき網漁船、それから20番の気仙沼の近海まぐろはえ縄漁船、そして25番の愛媛の真珠養殖業となっております。

また、5ページに全国のプロジェクトを地図に落としたものを載せておきましたけれど

も、全体としてはおおむね順調に事業が行われております。

次に、6ページをごらんください。

この資源分科会との関係が深い大中型まき網漁業の合理化に向けた取組。前回も御紹介しておりますけれども、特にことしの春で3年間の実証期間が終了する北部太平洋海区での取組を含めまして、この事業に先行するミニ船団での試験操業での結果とあわせてやや詳しく御報告いたします。

これらの取組では、運搬船や探索船を削減し、これらの機能を有する網船を導入することによって、漁船導入費用の圧縮や燃油代や修繕費等のランニングコストを削減する一方で、ILO基準を満たした居住環境を整備するなど、乗組員の労働環境を改善するもので、おおむね計画どおり実証が進行中です。先行する北部太平洋海区における実証事業について漁獲量を従来船団と比較しております。

6ページですけれども、まず135トンタイプです。ここで従来船団と比較しますのは、まずミニ船団①の第八十八惣寶丸です。これは構造改革事業に先駆けて平成17年から試験操業を行っている網船1隻と運搬船1隻のミニ船団です。

次に、構造改革事業船①第八十三惣寶丸とあるのは、今春で3年の実証期間が終了する八戸のプロジェクトです。

3番目の構造改革事業船第二たいよう丸は実証2年目となる石巻のプロジェクトで、これは附属船なしの単船まき網です。

これらの漁獲量を、さば・いわし等とかつお・まぐろに分けて従来船団の漁獲量と比較してみたのが下の表になります。一番下の欄を見ていただくといいのですが、いずれも従来船団の実績を100とした場合のパーセントで示しておりますけれども、一番下の欄、ミニ船団①については6年間の平均で、さば・いわし等で76.1%、かつお・まぐろで96%となっております。その右の構造改革事業船①では3年間の平均でそれぞれ87.9%と69.2%、その右の構造改革事業船②は、2年間の平均でそれぞれ62.6%と55%となっております。

次に7ページの80トンタイプですけれども、これは135トンタイプと違いまして、周年さば、いわし等を主対象としております。ミニ船団②の第八十一石田丸と波崎プロジェクトとして実施している構造改革事業船③の第八十八石田丸です。下の左側の表を見ていただくと従来船と比べましてミニ船団②で6年間の比較で90.9%、構造改革事業船③については2年の比較ですけれども、123.4%となっております。この123.4%という数字は他船

団に比べてかたくちいわしを多獲したためということですが、もともとこれらの石田丸船団は毎年北部太平洋海区80トンタイプの中で漁獲量で見た最優良船団ということでありまして、比較のため、同じ石田丸船団のうちの従来型の船団と比べてみたのが右側の表となります。これを見ますと、同じ石田丸船団の従来船団と比べて、ミニ船団②で64.9%、構造改革事業船で79.6%ということで、漁獲能力が小さいことがわかります。

これらの操業についてはいずれも太平洋のまさば太平洋系群の資源回復計画の中に位置づけられておりまして、原則年2回開いております太平洋広域漁業調整委員会においても毎回進捗状況を報告しております。

また、一昨年5月と昨年9月の本分科会において実証結果を踏まえて制度化を検討していきたいというふうに御報告いたしました。

まき網についての構造改革につきましては、本審議会においても長年議論されてきたわけですが、きょう御紹介したものにつきましてはいずれも当初のコンセプトどおり従来船団と比べて漁獲能力が低下することが示されていると考えております。特に135トンタイプを網船と運搬船2隻のミニ船団とするものについては、本年3月で本事業の3年間の実証期間が終了いたしますけれども、先ほど御説明した同タイプのミニ船団とあわせました2船団の実証結果を踏まえまして、実証後本許可へ移行することを考えております。

これからの指定漁業、沖合漁業像につきましては、資源管理を進めつつ、収益性、居住性、安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。その際、沿岸漁業との調整にも十分留意したいと思っております。大中型まき網の操業につきましては、海区によってタイプが違ったり、対象魚種のウエートが違ったり、操業条件もまちまちです。また、海区によってこの構造改革事業の認知度にもばらつきがあるのが現状ですので、1つの海区での実証結果を全海区に適用するということではなくて、それぞれの海区で問題がないことが実証されたものについて、その海区に限定して制度化するというように進めていきたいと考えております。

なお、事業予算の話に戻せば、現在この予算について定められたスキームによれば、平成23年度中の改革計画の認定分までが認められておりまして、3年間の実証調査をしようとする場合、新船建造にも相当の期間がかかりますので、来る5月の中央協議会が1つの区切りになると考えております。

しかしながら、本日御紹介しましたように、全国でさまざまな取組がようやく広がりを見せておりまして、今後このような取組をさらに加速していくためにいかなる措置が必要

となるのか、今後早急に打ち出していく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何か御意見……。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 ただいま説明のあったとおり、この事業については非常に重要な事業ということで、御承知のとおり地域がかなり閉塞化しているという問題もありますし、地域の基盤産業が漁業という港湾がかなり多いということもあります。

それから、これまでの実績、高齢化した漁船のリブレースという問題が非常に大きい問題として取り上げられるということで、大分この制度も当初は皆さんなかなか理解できないということからマイルド版まで導入して、かなり全国に周知をしたということで、現在は非常に理解度が進んでおりまして、案件がかなり多く挙がってきております。この中でいかんせん予算が伴わないということで、やはりこれからの日本の漁業を支えるということから考えますと、ぜひとも予算どりを皆さんで検討していただいて、また水産庁のほうにも強力に要請をして、このプロジェクトをできるだけ長い期間をかけて、日本の漁船の構造改革という形で努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

山田委員。

○山田特別委員 よろしいです。大体同じような要望でございます。

○櫻本分科会長 ほかにございますでしょうか。

寺本さん。

○寺本委員 ただいまと同じような要望になりますけれど、私どもの遠洋かつお・まぐろはこの構造改革、これに対して取組が遅かったものですから、今になって非常に集中して上がってきております。我々の今の日本かつお・まぐろの平均年齢が19年以上になっているような状況でして、どうしても代船建造、あるいは新しい取組をしていかなければ国際的にも勝っていけないという状況下にあります。

今の表の後に、ここには21番でかつお・まぐろ一本釣りが入っておりますけれど、リフレッシュが12月に1隻、2月に一本釣りの1隻と、まぐろの新船1隻ということで、全部で4隻が2月現在まで入っております。まだ中央委員会にこれからかかる3月のものも新

船、リフレッシュを含めて3隻ぐらい。今後も多数計画があります。

先ほどから皆さんから意見もありますし、全く同意見でして、構造改善の事業を23年度で終わらせないようにぜひ水産庁挙げて取り組んでいただきたいと。このように思っております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何かコメントございますでしょうか。

○長谷沿岸沖合課長 御意見をいただきましたので、先ほども説明したとおりでございます。何とか改革が継続されるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

なければ、本日予定しておりました議事につきましては終了いたしましたの事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(そ の 他)

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですが……。

○櫻本分科会長 済みません。議題以外で何か御意見ございますか。大変失礼いたしました。

高橋委員が先ですか。——寺本委員。

○寺本委員 ちょっとお聞きしたいのですけれど、くじらの母船が南氷洋に行っているのが、シーシェパードのいろいろなあれで今度やめて帰ってくるということになったようですけれども、それに対して水産庁はどのような考え方を持っていらっしゃるのか聞きたい。というのは、去年のほんまぐろの問題で、ワシントン条約のころに既にシーシェパードは地中海に行ってぶついたりしていますし、ますますくじらがああいう状況で日本が帰ってきたということに対して、彼らは自分の目的を果たしたということで喜んでいるのではないかと思うのですけれど、これに対して国としてどのような考え方をするかということで、次の目標は恐らくほんまぐろだと思いますので、その辺に対して国の考え方と、我々としてはあれは何の法律的な違反でないわけですし、それに対してああいういろんなことを考えた上に決断したのだと思いますけれど、いずれほんまぐろ、まぐろに限らずくる

と思いますので、ぜひ見解と、対外的にきちんとした態度を見せていただきたいと、このように思っていますので、ちょっとお聞きしたいです。

○宮原水産庁次長 先週、18日ですか、調査捕鯨、残念ながら中止して帰港させるということで大臣の御判断をいただいたわけですが、これは我々が別に恥ずかしいことをやっていたというわけではなくて、合法的な活動をしているにもかかわらず、大変違法な妨害活動を受け、いろいろ対策をとっていったものの、調査活動が続けられない。それから、船員ですとか、船体の安全も大変危険な状態になってきたということで、安全面から考えたところ、それを最重視して、今回は大変残念なのですけれども、調査活動を中止せざるを得ないという結論になったということです。

ただし、それについてとかく屈服した、負けたという話がありますが、やはり違法行為に対しての抗議、しかるべき船籍国ですとか、帰港国に対しての働きかけ、こういったものは従来にも増してやっていくつもりでございますし、こういう違法行為に対しては決然とした態度で我々も今後とも対応していくということについては何ら変わりませんし、今後も強化していきたいと考えている次第でございます。

○櫻本分科会長 よろしいですか。

○寺本委員 はい。

○櫻本分科会長 ほかに。

高橋委員。

○高橋特別委員 本件に関して、これは回答は要りませんが、言いつ放しということで結構です。

まず18日の一般的な新聞報道を見ますと、鹿野農水大臣の記者会見もそうなのですが、船体の安全、乗組員の生命安全第一だということで撤退せざるを得なかった。船員からの要請で帰港したと、私どもはそういうふうを受けとめました。決して私どもは南氷洋から撤退をしてほしいということは一切言っておりません。これまで調査捕鯨の継続というものを強く求めてまいりました。船体、乗組員の生命の安全については国が責任を持って守るということは国の責務であり、責任であると認識をいたしております。

これまでも海上保安庁の派遣ないしは海上保安庁の巡視船の派遣ということを国に対してお願いをしてきました。

結果的にはそういうものを総合的に判断し、また苦渋の選択をし、帰港せざるを得ないという状況に追い込まれたということですから、これは真摯に受けとめておきたいと思

ます。

もう1点なのですが、それでは今後どうするのかという問題があります。先ほど次長のほうからも話がありましたけれども、我々から見れば犯罪者集団でございます。このシーシェパードの妨害に屈して帰ってきたということで、次年度調査捕鯨に出航しないということになれば、これは国家としてテロ集団に屈服したということで、世界的に相手にされない国になるのだと思っております。IWCの総会もここ数年私は直接参加して、その雰囲気なり、我々みずから、シーシェパードの妨害活動への抗議、これは水産庁が主体となって、やっておりますけれど、我々はそれをサポートするという形でNPOとして安全問題を提案してまいりました。シーシェパードは日本が南極海の調査捕鯨から撤退しても別の調査捕鯨に対して、ほかの漁業に対しても攻撃を加えるのだというような示唆をしております。ここで撤退をするということではなくて、枝野官房長官が申し上げているとおり、農林水産省のみならず、各省を横断したような形で対応していくという力強い記者会見もありました。その発言に恥じないようにきちんとした対応し、今後の継続的な調査捕鯨を実施していくことを強く要望しておきます。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですけれども、例年5月ごろに開催しておりますので、同じ時期にお願いしたいと考えております。後日事務局から日程調整をさせていただきますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

3 閉 会

○櫻本分科会長 どうも活発な御議論をありがとうございました。

本日の資源管理分科会を終了させていただきます。

——以上——